

サテライト事業所の設置に係る取扱指針

平成28年2月29日市長決裁
令和8年6月12日改正市長決裁

1 目的

市は、指定介護保険サービス事業所（以下「事業所」という。）が設置するサテライト事業所に関して、必要な事項を規定するため、サテライト事業所の設置に係る取扱指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 定義

この指針において、サテライト事業所とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」（以下「基準通知」という。）第2の1に定める「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制等の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）」（以下「密着基準通知」という。）第2の1に定める「待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を指すものとする。

3 対象事業所

この指針によるサテライト事業所の設置対象となる事業所の種類は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所のうち、以下のとおりとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問看護（介護予防を含む。）
- (3) 訪問リハビリテーション（介護予防を含む。）
- (4) 通所介護
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (6) 訪問介護相当サービス
- (7) 通所介護相当サービス

※…地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）については、拠点ごとに少人数を対象としたサービス提供を前提としていることから、サテライト事業所の設置は原則認めないものとする。

※…（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護については、サテライト事業所の設置を認めているが、事業所とは別に指定を受ける必要があるため、指針からは除く。

4 設置の要件

事業所の指定は、法に基づきサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、指定と同時に設置するサテライト事業所又は指定後に設置するサテライト事業所に関しては、基準通知及び密着基準通知に定める要件のほか、以下の要件を満たす場合に設置を認めるものとする。

- (1) サテライト事業所を設置する事業所は、越谷市の指定を受けた介護保険事業所（以下「本体事業所」という。）であること。ただし、越谷市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項で規定する中核市になる前に、埼玉県において指定した事業所も、本体事業所とみなす。
- (2) サテライト事業所の位置は、越谷市内に限るものとし、本体事業所から15キロメートルの範囲内で、かつ、公共交通或いは自動車の利用により30分以内に到達することが可能な位置に所在すること。
- (3) サテライト事業所の数は、1の本体事業所に対し、1か所とすること。
- (4) サテライト事業所及びサテライト事業所を拠点としたサービス提供に際し必要がある場合は、本体事業所から直ちに支援等を行うことが可能な体制を整えていること。
- (5) サテライト事業所は、「越谷市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号）」「越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成26年条例第64号）」「越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年条例第29号）」及び「越谷市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年告示第71号）」に規定されるそれぞれのサービスに係る設備等の基準に準じ、「サービス提供体制等の面的な整備、効率的な事業実施」のために必要な設備を備えたものであること。
- (6) サテライト事業所を拠点として行った勤務及びサービスの提供の内容等について、遅滞なく本体事業所で把握する体制が整備されていること。
- (7) 利用者との契約、介護サービスに係る計画、サービス提供記録等の書類の管理及び保管は本体事業所で行うこと。これらの書類の写しをサテライト事業所に保管する場合は、本体事業所と同等の、施錠できる書庫等を備えること。
- (8) 管理者が、定期的にサテライト事業所の状況を自ら確認、従業者の指導等を行う体制が整備されていること。
- (9) サテライト事業所の名称は、当該拠点がサテライトであることを明示する名称とすること。

例）「本体事業所名」＋「〇〇サテライト」「〇〇支所」「〇〇出張所」など。

（サテライトの名称は任意）

5 届出に係る添付書類

本体事業所の指定と同時に設置するサテライト事業所又は指定後に設置するサテライト事業所に係る届出（以下「届出」という。）に関しては、以下の書類を添付すること。

- (1) サテライト事業所の位置を示した地図等
- (2) サテライト事業所と本体事業所の位置関係及び両者の距離等を示した地図等
- (3) サテライト事業所と本体事業所の往来手段及び往来に係る所要時間を記載した書類等

- (4) サテライト事業所の利用に係る権原を示した書類、平面図、配置図等（本体事業所に係る指定申請又は変更届出書において必要とされる書類に準じる）。
- (5) 上記4に示した要件を満たすために必要な体制等が整備されていることを示す書類等
- (6) サテライト事業所の勤務体制一覧表及び有資格者の資格証の写し
- (7) サテライト事業所の位置が明示された運営規程
- (8) サテライト事業所の設置を必要とする理由（例：本体事業所のみでは、利用者に対し十分なサービスを提供することが困難な理由など）を記載した書面
- (9) サテライト事業所に係る介護報酬算定のための届出書及び体制等状況一覧表
- (10) 本体事業所の勤務体制一覧表及び有資格者の資格証の写し

6 届出の窓口

届出の窓口は、介護保険課とする。

7 その他

上記3から5の規定にかかわらず、以下の要件に該当する場合は、設置を認めない。

- (1) 既存の本体事業所をサテライト事業所に転換する設置。ただし、本体事業所を廃止後、新たな場所で廃止前と同種の本体事業所の指定を受け、そのうえで、廃止前の本体事業所をサテライト事業所として届出を行う場合は、この限りではない。
- (2) 単に経営上の合理化、管理者をはじめとする人員の削減等を目的とすると認められるサテライト事業所の設置
- (3) サテライト事業所の設置を希望する本体事業所の運営法人は、届出を提出する前に、介護保険課に対し事前相談を行うことを原則とするが、相当の理由がないにもかかわらず、事前相談を行わずにサテライト事業所を設置し、サービス運営を開始した場合
- (4) 上記7－(3)の事前相談で本体事業所の一体的な管理のための体制及びその実行のための内容について、介護保険課に十分な説明を行うことができない場合

附 則

（実施時期）

- 1 この指針は、平成28年3月1日から適用する。
（既存の指定介護保険サービス事業所のサテライト事業所への転換に関する経過措置の特例）
- 2 平成28年4月1日から利用定員18名以下の通所介護事業所が地域密着型通所介護に移行することに伴い、平成28年3月31日までに限り、小規模型通所介護費を算定している既存の通所介護事業所をサテライト事業所に転換することを認める。

附 則（改正 令和8年6月12日市長決裁）

（実施時期）

- 1 改正後の指針は、令和8年6月12日から適用する。
（経過措置）
- 2 この指針の適用の際、現に改正前の指針の規定により設置されたサテライト事業所は、改正後の指針の規定にかかわらず、改正後の指針の規定により設置されたサテライト事業所とみなす。